

中部地方下水道協会細則

総会議決 平成23年 5月25日

一部改正 平成26年 5月22日（1項・2項・3項）

1. 一種正会員の会費（1年度当たりのものとする。以下同じ。）は、市町村等及び県の区分により、次の各号に掲げる額の合算額とする。

なお、この場合の人口及び総有収水量は、前年度の公益社団法人日本下水道協会の会費算定の基礎となった、数値を適用するものとする。

(1) 市町村等

1) 人口割額

級	人 口 区 分		金 額
1 級	200万人以上		445,000円
2 級	100万人以上	200万人未満	353,000円
3 級	75万人以上	100万人未満	239,000円
4 級	50万人以上	75万人未満	144,000円
5 級	30万人以上	50万人未満	91,000円
6 級	25万人以上	30万人未満	89,000円
7 級	20万人以上	25万人未満	81,000円
8 級	15万人以上	20万人未満	54,000円
9 級	10万人以上	15万人未満	50,000円
10 級	8万人以上	10万人未満	19,000円
11 級	5万人以上	8万人未満	17,000円
12 級	5万人未満		9,000円

（注） 地方公共団体の組合である場合は一律に12級適用とする。

2) 有収水量割額

終末処理場における年間汚水処理水量のうち、総有収水量を対象とし、次の表に定める基準により算定した額とする。

年 間 総 有 収 水 量		水 量 単 位 等	単 価 等
100千立方メートルまで		定 額	385円
100千立方メートルを超え	1,000千立方メートルまで	100千立方メートルまでにつき	385円
1,000千立方メートルを超え	10,000千立方メートルまで	100千立方メートルまでにつき	234円
10,000千立方メートルを超え	100,000千立方メートルまで	100千立方メートルまでにつき	117円
100,000千立方メートルを超えるもの		100千立方メートルまでにつき	42円

(2) 県

1) 人口割額

級	人 口 区 分		金 額
1 級	500万人以上		225,760円
2 級	200万人以上	500万人未満	169,710円
3 級	100万人以上	200万人未満	122,440円
4 級	100万人未満		63,340円

2) 有収水量割額

終末処理場における前々々年度の流域関連の有収水量の年間合計水量を対象とし、流域関連の有収水量の年間合計水量区分により、次の表に定める額とする。

級	流域関連の有収水量の年間合計水量	金額
1	150,000 千立方メートル以上	171,900円
2	85,000 千立方メートル以上 150,000 千立方メートル未満	120,550円
3	50,000 千立方メートル以上 85,000 千立方メートル未満	78,160円
4	35,000 千立方メートル以上 50,000 千立方メートル未満	51,300円
5	25,000 千立方メートル以上 35,000 千立方メートル未満	39,150円
6	10,000 千立方メートル以上 25,000 千立方メートル未満	19,170円
7	10,000 千立方メートル未満	9,990円

2. 二種正会員の会費は、次に定める額とする。

1 級 年額 13,200 円（設立母体が国等の会員）

2 級 年額 10,500 円（設立母体が地方公共団体等の会員）

3. パートナー会員の会費は、次に定める額とする。

なお、等級については、当該パートナー会員が公益社団法人日本下水道協会の賛助会員である場合にあっては前年度（入会年度においては当該年度）の公益社団法人日本下水道協会の会費等級を適用するものとし、公益社団法人日本下水道協会の賛助会員でない場合にあっては、一律に3級を適用するものとする。

特級 年額 36,000 円

1 級 年額 27,000 円

2 級 年額 18,000 円

3 級 年額 9,000 円

4. 特別会員は会費の納入を要しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この細則は、平成23年5月25日から施行し、平成23年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 この細則の規定は、適用日から平成23年6月30日までの間、日本下水道協会中部地方支部に適用する。この場合において、この細則の規定中「中部地方下水道協会細則」とあるのは、「日本下水道協会中部地方支部細則」と読み替えるものとする。

- 3 この細則の規定に関わらず、当分の間、次の各号に掲げる場合の会費については、当該各号に定める会費を適用する。

一 市町村のうち、この細則の規定に基づく人口割額が前年度の人口割額（会費改定初年度の場合には、均等割額、人口割額及び前年度の日本下水道協会会費の基本額の15%の請求額を合計した額とする。以下この号において同じ。）を超える場合 前年度の人口割額

二 県のうち、この細則の規定に基づく有収水量割額が前年度の有収水量割額（会費改定初年度の場合には、前年度の日本下水道協会会費の調整額とする。以下この号において同じ。）を超える場合 前年度の有収水量割額

（日本下水道協会中部地方支部細則の廃止）

- 4 日本下水道協会中部地方支部細則（昭和39年11月28日総会決議）は、廃止する。

（日本下水道協会中部地方支部細則の一部を変更する細則の廃止）

- 5 日本下水道協会中部地方支部細則の一部を変更する細則（昭和22年5月27日総会決議）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成26年5月22日（第51回定時総会の日）から施行する。